

議案第259号

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

第2条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正前の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和元年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。